| | | | |
|---|---|---|---|
| 第八級 | 一一八、〇〇〇円 | 一一四、〇〇〇円以上 | 一一二、〇〇〇円未満 |
| 第九級 | 一二六、〇〇〇円 | 一二二、〇〇〇円以上 | 一三〇、〇〇〇円未満 |
| 第十級 | 一三四、〇〇〇円 | 一三〇、〇〇〇円以上 | 一三八、〇〇〇円未満 |
| 第十一級 | 一四二、〇〇〇円 | 一三八、〇〇〇円以上 | 一四六、〇〇〇円未満 |
| 第十二級 | 一五〇、〇〇〇円 | 一四六、〇〇〇円以上 | 一五五、〇〇〇円未満 |
| 第十三級 | 一六〇、〇〇〇円 | 一五五、〇〇〇円以上 | 一六五、〇〇〇円未満 |
| 第十四級 | 一七〇、〇〇〇円 | 一六五、〇〇〇円以上 | 一七五、〇〇〇円未満 |
| 第十五級 | 一八〇、〇〇〇円 | 一七五、〇〇〇円以上 | 一八五、〇〇〇円未満 |
| 第十六級 | 一九〇、〇〇〇円 | 一八五、〇〇〇円以上 | 一九五、〇〇〇円未満 |
| 第十七級 | 二〇〇、〇〇〇円 | 一九五、〇〇〇円以上 | 二一〇、〇〇〇円未満 |
| 第十八級 | 二二〇、〇〇〇円 | 二一〇、〇〇〇円以上 | 二三〇、〇〇〇円未満 |
| 第十九級 | 二四〇、〇〇〇円 | 二三〇、〇〇〇円以上 | 二五〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十級 | 二六〇、〇〇〇円 | 二五〇、〇〇〇円以上 | 二七〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十一級 | 二八〇、〇〇〇円 | 二七〇、〇〇〇円以上 | 二九〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十二級 | 三〇〇、〇〇〇円 | 二九〇、〇〇〇円以上 | 三一〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十三級 | 三二〇、〇〇〇円 | 三一〇、〇〇〇円以上 | 三三〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十四級 | 三四〇、〇〇〇円 | 三三〇、〇〇〇円以上 | 三五〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十五級 | 三六〇、〇〇〇円 | 三五〇、〇〇〇円以上 | 三七〇、〇〇〇円未満 |
| 第二十六級 | 三八〇、〇〇〇円 | 三七〇、〇〇〇円以上 | 三九五、〇〇〇円未満 |
| 第二十七級 | 四一〇、〇〇〇円 | 三九五、〇〇〇円以上 | 四二五、〇〇〇円未満 |
| 第二十八級 | 四四〇、〇〇〇円 | 四二五、〇〇〇円以上 | 四五五、〇〇〇円未満 |
| 第二十九級 | 四七〇、〇〇〇円 | 四五五、〇〇〇円以上 | 四八五、〇〇〇円未満 |
| 第三十級 | 五〇〇、〇〇〇円 | 四八五、〇〇〇円以上 | 五一五、〇〇〇円未満 |
| 第三十一級 | 五三〇、〇〇〇円 | 五一五、〇〇〇円以上 | 五四五、〇〇〇円未満 |
| 第三十二級 | 五六〇、〇〇〇円 | 五四五、〇〇〇円以上 | 五七五、〇〇〇円未満 |
| 第三十三級 | 五九〇、〇〇〇円 | 五七五、〇〇〇円以上 | 六〇五、〇〇〇円未満 |
| 第三十四級 | 六二〇、〇〇〇円 | 六〇五、〇〇〇円以上 | 六三五、〇〇〇円未満 |
| 第三十五級 | 六五〇、〇〇〇円 | 六三五、〇〇〇円以上 | 六六五、〇〇〇円未満 |
| 第三十六級 | 六八〇、〇〇〇円 | 六六五、〇〇〇円以上 | 六九五、〇〇〇円未満 |
| 第三十七級 | 七一〇、〇〇〇円 | 六九五、〇〇〇円以上 | 七三〇、〇〇〇円未満 |
| 第三十八級 | 七五〇、〇〇〇円 | 七三〇、〇〇〇円以上 | 七七〇、〇〇〇円未満 |
| 第三十九級 | 七九〇、〇〇〇円 | 七七〇、〇〇〇円以上 | 八一〇、〇〇〇円未満 |
| 第四十級 | 八三〇、〇〇〇円 | 八一〇、〇〇〇円以上 | 八五五、〇〇〇円未満 |
| 第四十一級 | 八八〇、〇〇〇円 | 八五五、〇〇〇円以上 | 九〇五、〇〇〇円未満 |
| 第四十二級 | 九三〇、〇〇〇円 | 九〇五、〇〇〇円以上 | 九五五、〇〇〇円未満 |
| 第四十三級 | 九八〇、〇〇〇円 | 九五五、〇〇〇円以上 | 一、〇〇五、〇〇〇円未満 |
| 第四十四級 | 一、〇三〇、〇〇〇円 | 一、〇〇五、〇〇〇円以上 | 一、〇五五、〇〇〇円未満 |
| 第四十五級 | 一、〇九〇、〇〇〇円 | 一、〇五五、〇〇〇円以上 | 一、一一五、〇〇〇円未満 |
| 第四十六級 | 一、一五〇、〇〇〇円 | 一、一一五、〇〇〇円以上 | 一、一七五、〇〇〇円未満 |
| 第四十七級 | 一、二一〇、〇〇〇円 | 一、一七五、〇〇〇円以上 | 一、二三五、〇〇〇円未満 |
| 第四十八級 | 一、二七〇、〇〇〇円 | 一、二三五、〇〇〇円以上 | 一、二九五、〇〇〇円未満 |
| 第四十九級 | 一、三三〇、〇〇〇円 | 一、二九五、〇〇〇円以上 | 一、三五五、〇〇〇円未満 |
| 第五十級 | 一、三九〇、〇〇〇円 | 一、三五五、〇〇〇円以上 | |

第二十五条の表以外の部分中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「、附則第十四条」を「から第十四条まで」に改め、同条の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 附則第十三条の二第五項 | 第四十九条の | 私立学校教職員共済法第五条の |
| 附則第十三条の二第六項 | 第四十九条中 | 同法第五条中 |
| | 、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項 | 並びに第七十五条の九並びに私立学校教職員共済法第二十四条第三項及び第三十六条並びに同法第三十八条において準用する第百三条第三項及び第百六条 |

第三十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

**第二十条**　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条の五」を「第八十二条の六」に、「第九十一条の二十八」を「第九十一条の二十九」に、「第九十一条の二十九―第九十一条の三十一」を「第九十一条の三十―第九十一条の三十二」に改める。

第四条第一号中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第三十六条第二項第一号中「六十五歳」を「七十歳」に改める。

第五十六条第三項中「第八十二条の四第一項及び第八十二条の五第一項」を「第八十二条の六第一項及び第八十二条の六第一項」に改める。